

# 板橋区立赤塚第二中学校 PTA 会則

## 第一章 名称および事務所

- 第 1条 この会は、東京都板橋区立赤塚第二中学校PTAとよぶ。  
第 2条 この会は、事務所を赤塚第二中学校に置く。

## 第二章 目的および活動

- 第 3条 この会は、保護者と教職員とが協力し、家庭・学校・社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第 4条 この会は、前条の目的を達成する為に次の活動をする。
- 1 よい保護者、よい教職員になるように努める。
  - 2 生徒の校外における生活を指導し、地域の生活環境をよくする。
  - 3 学校および家庭における教育を正しく理解し、その振興に努める。
  - 4 東京都板橋区立中学校PTA連合会の活動に協力する。

## 第三章 方針

- 第 5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- 1 生徒の教育や福祉を目的として活動する他の団体・機関と協力する。
  - 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とする様な行為はしない。
  - 3 この会又はこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
  - 4 学校の人事その他管理には干渉しない。
  - 5 個人情報は「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)に則し厳重に保管し、PTA活動以外の目的では使用しない。

## 第四章 会員

- 第 6条 この会の会員は次のとおりとする。
- 1 赤塚第二中学校に在籍する生徒の保護者(P)。
  - 2 赤塚第二中学校の教職員(T)。
  - 3 この会の会員は入学とともに入会とし、退会については書面をもって退会できる。
- 第 7条 この会の会員は会費を納めるものとする。

## 第五章 経理

- 第 8条 この会の活動に要する経費は、会費によって支弁される。
- 第 9条 会費は一世帯につき年額2,000円とする。会費の変更は総会で承認を得る。
- 第 10条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。
- 第 11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得る。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第六章 役員

第13条 この会の本部役員は、次のとおりとする。役員は、他の役職・会計監査・常置委員を兼任しない。但し、(T)副会長は、副校長とする。

会長 1名

副会長 若干名 (P 若干名 • T 副校長)

書記 3名 (P 2名 • T 1名)

会計 3名 (P 2名 • T 1名)

1 役員の任期は1年とし、最長で連続して3年までとする。役員は、3月末日で引き継ぎを完了する。

2 役員の選任は運営細則に定める。

第14条 (P)役員に欠員が生じた場合、役員会にて補充し、総会・全体委員会・運営委員会のいずれかにて報告する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 学校長は、学校管理ならびに教育上、この会のすべての会合で発言できる。

第16条 会長は次の職務を行う。

1 この会を代表し、会務を総理する。

2 総会・役員会・全体委員会・運営委員会・予算委員会・指名委員会・臨時委員会を招集する。

3 各常置委員会(学年・広報・研修・校外生活)委員を委嘱し、さらにその中より正副委員長を委嘱する。

4 指名委員会委員を委嘱し、さらにその中より正副委員長を委嘱する。

5 臨時委員会委員を委嘱し、さらにその中より正副委員長を委嘱する。

6 アドバイザーを委嘱・招集する。

7 必要に応じ、本部役員・各常置委員会委員を招集することができる。

第17条 会長は、この会のすべての会合で発言できる。

第18条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長協議の上、その1名が会長職務を代行する。

第19条 書記は総会・役員会・全体委員会・運営委員会の議事録・重要事項等、活動に関する文書の作成・記録・保管をする。

第20条 会計は次の職務を行う。

1 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

2 総会において会計監査を経た決算報告をする。

3 この会の財産を管理する。

4 予算案を作成する。

## 第七章 会計監査

第21条 この会の経理を監査するため、(P)若干名・(T)1名の会計監査を置く。

- 1 会計監査の任期は1年とする。
- 2 会計監査の選任は運営細則に定める。

第22条 会計監査は次の職務を行う。

- 1 会計監査会を招集し、総会にて会計監査報告をする。
- 2 役員と共に活動できるが、議決権は有しない。

第23条 会計監査は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第24条 (P)会計監査に欠員が生じた場合、その補充と後任者の任期については、第14条に準ずる。

## 第八章 本部アドバイザー

第25条 (P)役員・(P)会計監査は退任後2年間、本部アドバイザーとなる。

本部アドバイザーは、指名委員会での候補者選出・常置委員選出の免除の対象となる。

## 第九章 総会

第26条 総会は全会員で構成され、この会の最高機関である。委任状を含め全会員数の二分の一以上の出席で成立する。

第27条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 1 定期総会は、年度始めの3ヶ月以内と年度末の3月に開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要とする場合、または会員の十分の一以上の要求により開催する。

第28条 総会の承認事項は次のとおりとする。

- 1 会則の改正。
- 2 活動計画・活動報告。
- 3 予算および決算。
- 4 役員・会計監査の承認。
- 5 会計監査報告。
- 6 その他重要事項。

第29条 総会の議事は、出席者の過半数の賛成で議決する。但し、会則改正は出席者の三分の二以上の賛成で議決する。

第30条 議長は、当日出席の一般会員の中から選任する。

## 第十章 役員会

第31条 役員会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査・校長で構成し、原則として年6回程度開催する。但し、会長が必要とする場合、臨時に開催する。

## 第十一章 会計監査会

第32条 会計監査会は、会長・会計・会計監査（P・T）で構成し、前年度の決済報告書を審議する。原則として4月末日までに開催する。

## 第十二章 予算委員会

第33条 予算委員会は、会長・副会長（P・T）・会計で構成し、総会に提出する予算案を審議する。原則として4月末日までに開催する。

## 第十三章 全体委員会

第34条 全体委員会は、役員・会計監査・全常置委員・校長で構成する。各常置委員会正副委員長の互選・指名委員の互選・この会の活動について等、審議決定する。

第35条 全体委員会は原則として、年1回4月に開催する。但し、会長が必要とする場合、または構成員の四分の一以上の要求により、臨時に開催する。

## 第十四章 運営委員会

第36条 運営委員会は、役員・会計監査・各常置委員会正副委員長・校長で構成する。各常置委員会の活動計画・活動報告・各常置委員会間の連絡調整・総会に提案する議案調整・この会の活動について等、会計監査会・予算委員会・指名委員会・各常置委員会・臨時委員会の権限以外の事務を処理する。

第37条 運営委員会は、原則として年5回程度開催する。但し、会長が必要とする場合、または構成員の四分の一以上の要求により、臨時に開催する。

第38条 運営委員会は、運営委員の二分の一以上の出席で成立する。

第39条 運営委員会の議事は、出席者の過半数の賛成で議決する。

## 第十五章 常置委員会

第40条 この会の活動に必要な事項について調整・研究・立案し、これを実現するために常置委員会を設置する。

第41条 常置委員会は、学年委員会・広報委員会・研修委員会・校外生活委員会で構成する。

第42条 各常置委員会は次の職務を行う。

年度始めに各委員会で活動計画・予算案を審議し、総会の承認を得て活動する。

### 1 学年委員会

- ① 会員相互の連絡と親睦を図る。
- ② 板橋区立中学校PTA連合（以下、中PT連とする）・地域社会活動へ協力する。

### 2 広報委員会

- ① PTA広報紙の発行。

- ② その他広報活動。
- ③ 中P連・地域社会活動へ協力する。

### 3 研修委員会

- ① 会員の研修活動の推進・家庭教育学級等の開催。
- ② 地域社会に対し、この会の教育的な催しに参加する機会を設ける。
- ③ 中P連・地域社会活動へ協力する。

### 4 校外生活委員会

- ① 生徒の校外生活の健全化・不良化防止・不審者対策の推進として、パトロール等を実施する。
- ② 地域における生徒グループの育成親睦を図る。
- ③ 青少年健全育成成増地区委員会の活動への協力。
- ④ 中P連・地域社会活動へ協力する。

第43条 各常置委員会の正副委員長の選出方法・職務は次のとおりとする。

- 1 各常置委員は、全体委員会で正副委員長を互選する。正副委員長は運営委員となる。
- 2 正副委員長は委員会を招集し、委員と協力して委員会活動を主導する。
- 3 各常置委員の選出方法は運営細則に定める。

第44条 (T) 会員は各常置委員会に所属し、運営委員会で発言できる。

## 第十六章 役員・会計監査候補者指名委員会

第45条 次年度の役員・会計監査を選任するために、役員・会計監査候補者指名委員会を設置する(以下、指名委員会とする)。

- 1 指名委員の選出・指名委員会の必要事項は、運営細則に定める。
- 2 指名委員会はその職務を終了したときに解散する。

## 第十七章 臨時委員会

第46条 会長が必要とする場合、特別な事項について臨時委員会を設置する。

- 1 臨時委員会の委員選出はその都度検討する。
- 2 臨時委員会はその職務を終了したときに解散する。
- 3 正副委員長は役員会・運営委員会で発言できる。

## 第十八章 顧問

第47条 会長が必要とする場合、顧問を置くことができる。

## 第十九章 PTA保険について

第48条 この会はPTA行事総合補償制度に加入する。PTA会員はこの保険の対象となる。  
(詳細はPTA行事総合補償制度規約参照)

## 第二十章 運営細則

第49条 この会の運営細則の改正は、総会・全体委員会・運営委員会のいずれかの議決を経て定める。

## 第二十一章 PTAクラブ

第50条 会員の要望により、会員相互の親睦を深め、PTA活動の推進を図るため、PTAクラブを設置できる。

PTAクラブの必要事項は、運営細則に定める。

この会則は昭和43年4月1日より施行する。

昭和46年5月14日および昭和47年3月23日より一部改正

昭和49年5月25日一部改正

昭和50年5月17日一部改正

平成4年3月6日一部改正

平成9年5月17日一部改正

平成13年3月6日一部改正

平成22年3月11日一部改正

平成27年3月4日一部改正

平成31年3月5日一部改正